

# 幸田町の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (6年度末)	歳出額(A) A	実質収支	人件費(B) B	人件費率(B/A) B / A	(参考) 前年度人件費率
6年度	人 41,965	千円 19,989,572	千円 834,736	千円 4,265,589	% 21.3	% 19.4

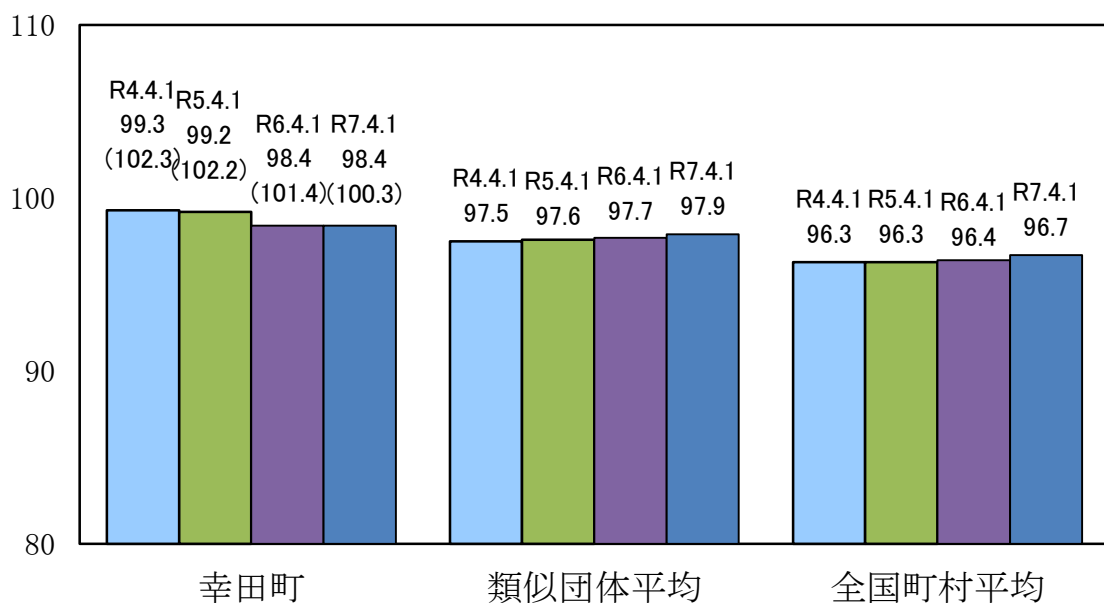
※ 住民基本台帳人口は、令和6年度末(令和7年3月31日現在)である。

### (2) 職員給与費の状況(令和6年度普通会計決算)

区分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人 当たり給与費 B/A	(参考) 類似団体平均一 人当たり給与費
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計 B		
6年度	人 356	千円 1,219,240	千円 209,656	千円 482,718	千円 1,911,614	千円 5,370	千円 5,791

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

### (3) ラスパイレス指数の状況(令和7年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 ()書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。  
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)  
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日のラスパイレズ指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由（給与制度又はその運用を踏まえ記載すること）

--

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
6年度	円	円	円	%	%	% 3.62

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
6年度	月	月	月	月	月	月 4.65

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

[実施]

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日  
 (内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを実施。

②地域手当の見直し

実施内容

(支給割合) 国基準4%に対し、幸田町において6%を支給。  
 (実施時期) 令和7年4月1日より実施。令和8年度以降は未定。

(参考)

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	0%	4%	7%
幸田町の支給割合	3%	6%	6%

③その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当(非課税部分)、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(令和7年4月1日実施)

(6) 特記事項

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和7年4月1日現在)

#### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
幸田町	39.1 歳	309,700 円	388,157 円	344,169 円
愛知県	41.7 歳	333,651 円	444,313 円	387,988 円
国	41.9 歳	332,237 円	— 円	414,480 円
類似団体	40.8 歳	318,509 円	386,712 円	352,532 円

#### ②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
幸田町(調理員)	51.3 歳	12 人	262,000 円	284,292 円	277,700 円	調理員	44.5 歳	288,300 円	0.99
愛知県	52.3 歳	155 人	306,790 円	375,969 円	345,277 円	—	— 歳	— 円	—
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	— 円	337,907 円	—	— 歳	— 円	—
類似団体	50.8 歳	7 人	277,896 円	301,857 円	291,148 円	—	— 歳	— 円	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
幸田町(調理員)	4,718,282 円	3,831,800 円	1.23

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。  
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。  
 3 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和4年から令和6年までの3か年平均)  
 4 技能労務職の職種と民間の職種などの比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。  
 5 年収ベースの「公務員C」及び「民間D」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

### (2) 職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区分		幸田町	愛知県	国
一般行政職	大学卒	225,600 円	230,900 円	220,000 円
	高校卒	194,500 円	199,100 円	188,000 円
技能労務職	高校卒	192,500 円	184,900 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和7年4月1日現在)

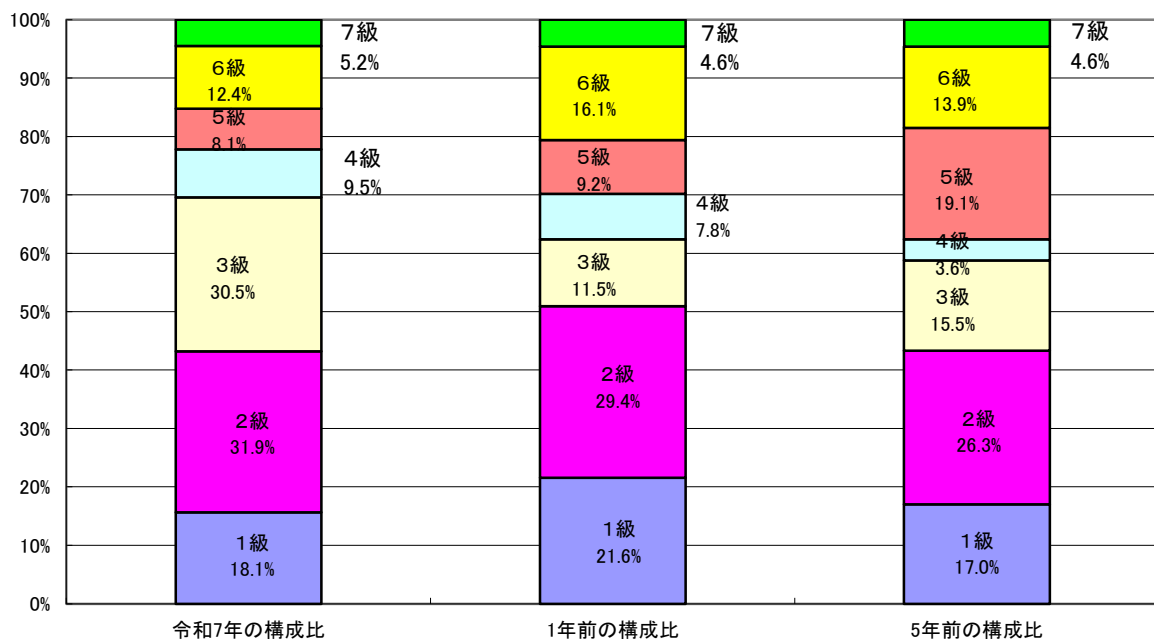
区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	282,333 円	315,588 円	365,100 円
	高校卒	252,100 円	— 円	— 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

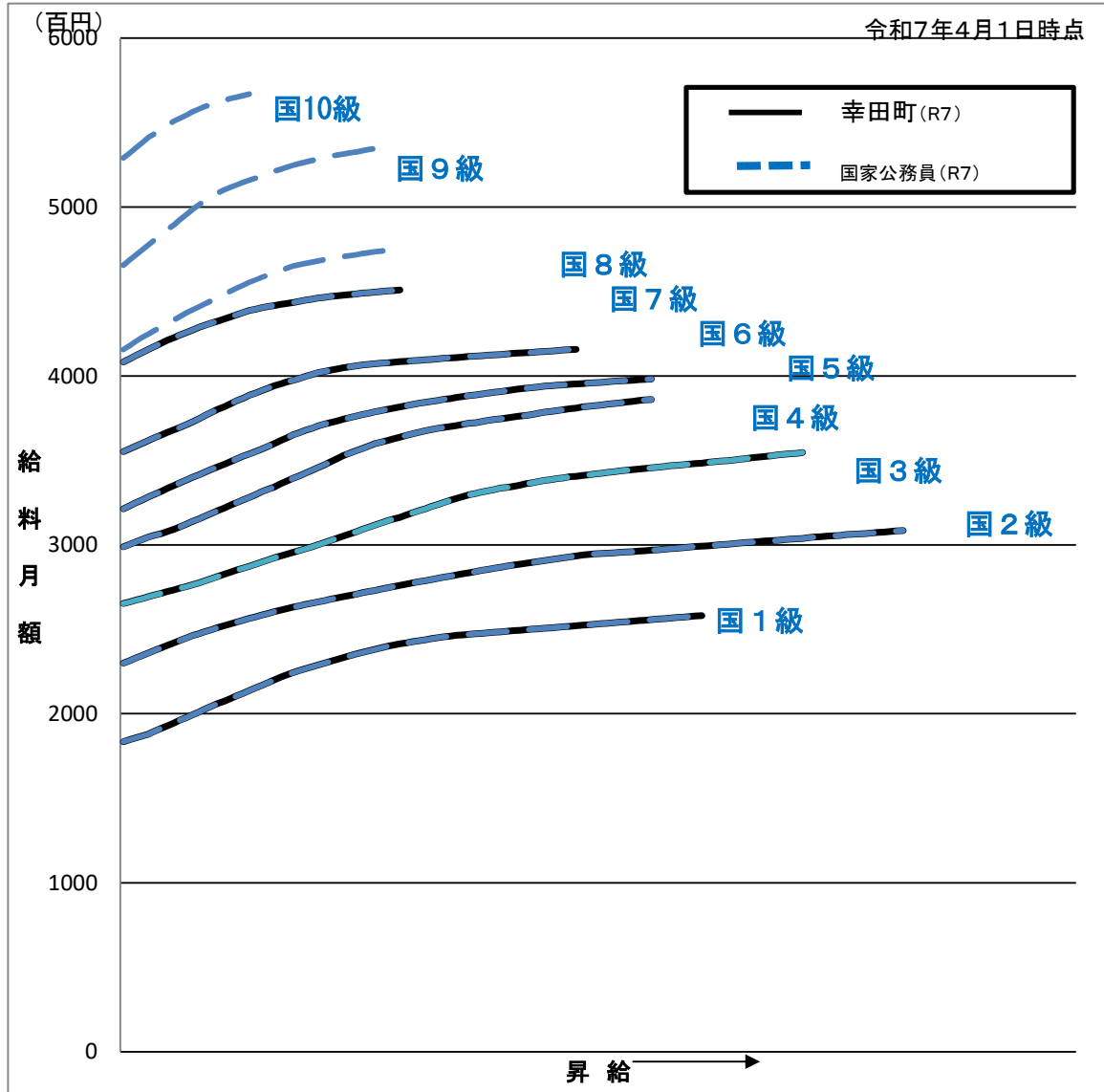
(1) 一般行政職の級別職員数の状況(令和7年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	部長の職務	11人	5.2%	408,300円	450,900円
6級	部次長、課長及び主幹の職務	26人	12.4%	355,200円	415,700円
5級	課長補佐の職務	17人	8.1%	321,300円	398,200円
4級	主任主査の職務	20人	9.5%	298,800円	386,100円
3級	主査の職務	31人	14.8%	265,300円	354,700円
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	67人	31.9%	230,000円	308,500円
1級	定型的な業務を行う職務	38人	18.1%	183,500円	258,100円
合計		210人	100.0%		

- (注) 1 幸田町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。  
 3 構成比について、端数処理の関係上、合計が100%にならない場合があります。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和7年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(幸田町)

令和7年4月2日から令和8年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能 な区分	昇給実績が ある区分	昇給可能 な区分	昇給実績が ある区分
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)	△		△	
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

#### 4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

幸田町	愛知県	国
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,520 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,884 千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 ( 1.400 )月分 ( 1.000 )月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 ( 1.400 )月分 ( 1.000 )月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 ( 1.400 )月分 ( 1.000 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 3～20% ・管理職加算 4～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職) (幸田町)

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

## (2) 退職手当(令和7年4月1日現在)

(支給率)	幸田町		国	
	自己都合	応募認定・定年	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分	28.0395 月分	33.270750 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709000 月分	39.7575 月分	47.709000 月分
最高限度	47.7090 月分	47.709000 月分	47.7090 月分	47.709000 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)		定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たり平均支給額	4,552 千円	22,693 千円		

1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

## (3) 地域手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(6年度決算)		38,742 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)		101,419 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
全地域	6.0%	382人	4.0%

## (4) 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		1,727 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)		38,383 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(6年度)		11.6 %	
手当の種類		10 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	主に税務職	町税の賦課及び徴収に関する事務のうち、町長が困難と認める業務	日額 600円
防疫作業手当	全職員	感染症の病原体の付着物件若しくはその付着の危険がある物件の処理作業又は伝染病菌を有する家畜若しくは伝染病菌を有する疑いのある家畜に対する防疫作業に従事した職員に支給	日額 600円
	主に消防職員	特定新型インフルエンザ等から町民の生命及び健康を保護するための緊急措置作業等に従事した職員に支給	日額 1,500円
	主に消防職員	上記のうち、特定新型インフルエンザ等の患者等の身体に接触する作業、長時間接する作業等に従事した職員に支給	日額 4,000円
特殊作業手当	全職員	町長が特に認めた特殊作業	日額 600円
用地交渉手当	全職員	町長が困難と認める公共用地の取得に関する交渉業務	日額 600円
不快手当(行路死者)	全職員	行路死者の死体の取扱業務	日額 3,500円
不快手当(動物死体)	全職員	動物の死体の取扱業務	日額 1,200円
高所業務手当	消防職員	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う監督、検査、消火活動等の業務	10m以上 日額 200円 20m以上 日額 300円
消防業務手当	消防職員	火災の鎮圧、災害の復旧の業務等、特別な事情の下で行う消防の業務	出動1回 500円
救急救命業務手当	消防職員	傷病者の救護、搬送の業務又はこれらを補助する業務	出動1回 200円 救急救命士 250円
潜水業務手当	消防職員	潜水器具を着用して行う救助(訓練を含む。)の業務	1時間 300円

## (5) 時間外勤務手当

令和6年度	支給実績(6年度決算)	132,543 千円
	職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)	304,697 円
令和5年度	支給実績(5年度決算)	151,243 千円
	職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	356,705 円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり短時間勤務職員を含む。

## (6) その他の手当(令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	子 月額11,500円 配偶者 月額3,000円 子、配偶者以外 月額6,500円 16歳から22歳までの子1人につき、月額5,000円を加算	同	—	33,376 千円	247,228 円
住居手当	借家 限度額28,000円 持家 0円	同	—	15,263 千円	305,259 円
通勤手当	交通機関利用限度額 150,000円 自動車等利用限度額 45,000円	同	—	33,166 千円	92,641 円
管理職手当	部長88,500円、部次長72,700円 課長62,300円、主幹45,700円			48,758 千円	786,426 円

## 5 特別職の報酬等の状況(令和7年4月1日現在)

区分		給料月額等	
給料	町 長	869,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 939,000 円 / 430,000 円
	副町長	677,000 円	738,000 円 / 570,900 円
報酬	議長	424,000 円	445,000 円 / 271,000 円
	副議長	333,000 円	375,000 円 / 217,000 円
	議員	303,000 円	344,000 円 / 202,000 円
期末手当	町 長	(令和6年度支給割合) 3.45 月分	
	副町長	(令和6年度支給割合) 3.45 月分	
退職手当	町 長	(算定方式) 給料月額 × 在職月数 × 0.392	(1期の手当額) 1,635 万円 (支給時期) 任期ごと
	副町長	給料月額 × 在職月数 × 0.235	764 万円 任期ごと

(注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

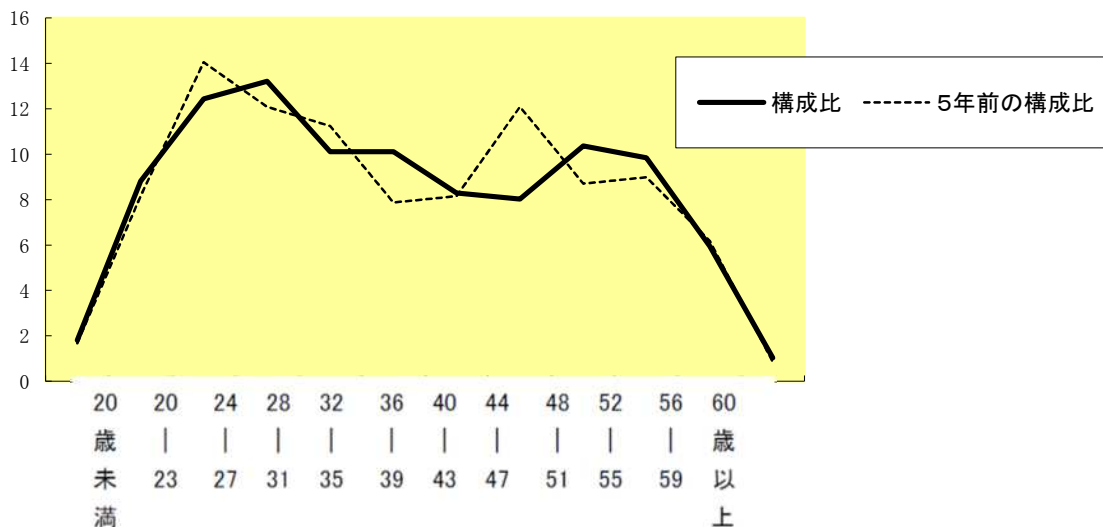
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

部門		区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
			令和6年	令和7年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	3	3	0	企業誘致業務、財政業務の縮小等 税務業務の縮小 保育士の増員 農業振興事業、土地改良事業の拡充等 派遣職員の取り止め 道路橋梁事業の縮小、部署統合による人員整理
		総務	77	74	-3	
		税務	18	17	-1	
		民生	105	106	1	
		衛生	26	26	0	
		農林水産	13	17	4	
		商工	5	4	-1	
		土木	23	20	-3	
		小計	270	267	-3	<参考> 人口1万人当たり職員数 63.62 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 62.03 人)
		教育部門	23	23	0	
	消防部門	62	66	4	出動体制の確保	
	小計	355	356	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 84.83 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 77.42 人)	
公営企業	会計等部門	水道	7	7	0	下水道事業の縮小 国民健康保険事業、介護保険事業の縮小
		下水道	8	7	-1	
		その他	19	16	-3	
		小計	34	30	-4	
合計			389	386	-3	<参考> 人口1万人当たり職員数 91.98 人
			[ 436 ]	[ 436 ]	[ 0 ]	

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数である。  
2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和7年4月1日現在)

(例) %



区分 職員数	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
	7人	34人	48人	51人	39人	39人	32人	31人	40人	38人	23人	4人	386人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	2年	3年	4年	5年	6年	7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	251	257	264	262	270	267	16 ( 6.37 % )
教育	21	23	24	22	23	23	2 ( 9.52 % )
消防	55	59	61	61	62	66	11 ( 20.00 % )
普通会計計	327	339	349	345	355	356	29 ( 8.87 % )
公営企業等会計計	29	32	32	35	34	30	1 ( 3.45 % )
総合計	356	371	381	380	389	386	30 ( 8.43 % )

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

## 7 公営企業(水道事業)職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支(税抜)	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B / A	(参考) 5年度の総費用に占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
6年度	685,556	138,140	45,365	6.62%	6.29%

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B / A	(参考) 市町村平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
6年度	7	29,088	4,680	11,597	45,365	6,481	6,316

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和7年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
幸田町水道事業	39.7 歳	353,618 円	540,060 円
団体平均	45.8 歳	345,838 円	524,813 円

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

幸田町水道事業	
1人当たり平均支給額(令和6年度)	
1,649 千円	
(令和6年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.50 月分	2.10 月分
( 1.400 )月分	( 1.000 )月分
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～20%	

1 ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

イ 退職手当(令和7年4月1日現在)

幸田町水道事業		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709000 月分
最高限度額	47.7090 月分	47.709000 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	

ウ 地域手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(6年度決算)		855 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)		122,120 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
全地域	6.0%	7人	4.0%

※ 支給実績(5年度決算)及び支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)は、地域手当実績額である。

エ 特殊勤務手当

支給実績(令和6年度決算)		11 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		1,543 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)		100.0 %	
手当の種類		4 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
滞納整理手当	全職員	水道料金その他の滞納整理業務	日額 600円
修繕手当	全職員	漏水修理等維持管理上必要な業務を自ら行うもの	1件 700円
緊急出動手当	全職員	正規の勤務時間外に緊急の呼出しを受けて出動して行う業務	1回 900円
検針手当	全職員	水道メーターの検針業務	日額 800円 (半日は、2分の1)

オ 時間外勤務手当

令和6年度	支給実績(6年度決算)	778 千円
	職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)	111,190 円
令和5年度	支給実績(5年度決算)	1,515 千円
	職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	216,429 円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和7年4月1日)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	子 月額11,500円 配偶者 月額3,000円 子、配偶者以外 月額6,500円 16歳から22歳までの子1人につき、月額5,000円を加算	同	—	516 千円	258,000 円
住居手当	借家 限度額28,000円 持家 0円	同	—	324 千円	324,000 円
通勤手当	交通機関利用限度額 150,000円 自動車等利用限度額 45,000円	同	—	900 千円	150,000 円
管理職手当	部長88,500円、部次長72,700円 課長62,300円、主幹45,700円			1,296 千円	648,000 円